

市長会見の項目（概要）

1 / 1

と き：令和3年1月21日(木)14:00～

ところ：市政記者室

■ 高齢者、障がい者入所施設の従事者の方の定期的なPCR検査への協力のお願いについて

<担当：福祉局高齢者施策部介護保険課 電話：06-6241-6505>

<担当：福祉局障がい者施策部運営指導課 電話：06-6241-6506>

<担当：健康局保健所感染症対策課 電話：06-6647-0922>【フリップ（あり）】

- ◆ 令和3年1月13日（水曜日）に開催した大阪市新型コロナウイルス感染症対策本部会議で方針を示した、高齢者、障がい者入所施設の従事者等に対する定期的なPCR検査について、2月1日（月曜日）から実施する予定としている。
- ◆ 今回、合同会社 Setolabo（セトラボ）へ、検査受付から陽性者が発生した場合の保健所への報告までを一括して委託することを決めた。
- ◆ 開始時期については、少しでも早くできるように、現在事業者と調整中である。対象施設へは、申込受付開始日を含めた案内文書を1月26日（火曜日）までに送付する。検査の詳細は、大阪市ホームページで確認いただきたい。
- ◆ 今回対象とした施設である、大阪市内に所在する「特別養護老人ホーム」、「介護老人保健施設」、「介護医療院」、「介護療養型医療施設」の高齢者施設と、「障がい者支援施設」、「障がい児入所施設」の障がい者施設に入所されている方は、重症化のリスクを抱えた方が多く、施設内で感染が広がると医療現場を圧迫するひとつの要因になると考える。
- ◆ 高齢者や障がい者の入所施設の従事者の感染をできるだけ早い段階で見つけ、感染拡大リスクを減少させるとともに、感染源とならないか不安を抱える従事者の心理的負担の軽減を図るためにも、従事者の方々にはぜひ受検いただきたい。
- ◆ 検査にかかる費用は大阪市内で負担するため、施設側の費用負担はない。
- ◆ このPCR検査は任意であるが、各対象施設においては、できるだけ多くの従事者の方が受検いただけるよう、従事者へ受検勧奨を行っていただくなどの調整をお願いする。
- ◆ また、PCR検査は感染を防ぐものではないので、感染予防は各施設・従事者での取組も重要となる。各施設においては引き続き十分な感染予防対策を講じていただくようお願いする。